

2026 . 01.29

支部案内及び支部活動報告、データ投稿について

HP 部会

1、支部案内及び支部活動報告の投稿手順

- ① 投稿資料は電子データとする。(ワード、エクセル、PDF データ、写真データ) (ワード及びエクセル作成したファイルを可能なら PDF に変換したデータ)

※データ量は 1 件のファイルにつき A4 で最大 3 枚以内におさめる事

- ② ホームページ投稿申請書を記載する。
- ③ 上記の①)USB メモリー添付ファイル、②)ホームページ申請書を部会開催時に持参する、または HP 部会にメールまたは LINE する。

HP 部会、メ ールアドレス:dousou@tsu-sc.com

2 個人情報保護についての注意事項

個人を特定する掲載写真は本人の了解を得る
外部団体の写真(特に施設等の入居者は【ぼかし】が必要です

3 公開までの手順

- ④ 受信した投稿内容を委員長が規約に従って、記載可能の判断をする(不可、通知)
- ⑤ ホームページ入力担当者が下書き完了後、再度、部長が確認し公開する。

4 ホームページの閲覧(下記で検索)

URL <https://dousou.tsu-sc.com>

栃木県シルバー大学中央校同窓会

5 その他

支部内で投稿データが作成出来ない時は、ホームページ部会に相談ください。

栃木県シルバー大学校中央校同窓会ホームページ運営規程

令和7年11月10日

(目的)

第1条 栃木県シルバー大学校中央校同窓会(以下「同窓会」という)はホームページの運営と管理に必要な事項を定め、学内外に対する情報と同窓会会員が情報交換できる場としてホームページを開設する。

(2) 名称は「栃木県シルバー大学校中央校同窓会ホームページ部会」とし、この規定は同窓会のホームページが円滑にかつ適正に発信するための運用と管理に必要な事項を定めることを目的とする。

(ホームページの内容等)

第2条 同窓会がホームページに掲げる内容は次の通りとする。

- ① 同窓会からの情報
- ② 各支部活動および期別同窓会活動の情報
- ③ 栃木県シルバー大学校及び栃木県シルバー大学校自治会からの情報

(投稿記事の更新等)

第3条

④ 定期更新の申請と手続き

同窓会の固定情報は、各投稿記事を主管する部門に応じて、
12月、4月、8月に定期的に追加または更新することができる。

尚、更新手続きについては、次の通りとする。

(1) 部会長は、毎年12月、4月、7月にホームページの掲載する投稿記事の追加または変更の案内を公示する。

(2) 追加または変更を希望する団体は、パソコンで作成した掲載依頼の原稿を第5条記載のホームページ部会に提出する。

(3) ホームページ部会は、内容を確認し投稿記事の掲載の許可しHPに入力する。

⑤ 臨時更新の申請と手続き

同窓会会員の連絡を目的とする情報や広報、案内を目的とする投稿記事は臨時更新することができる。

尚、更新手続きについては、次の通りとする。

投稿記事の追加または変更を希望する団体は、ホームページ投稿申請書と投稿依頼する投稿記事の原稿をホームページ部会長に提出する。

以下の手続きは定期更新に準ずる。

⑥ 削除

次のいずれかに該当する場合、ホームページ部会は掲載中の削除を指示することができる。

- (1) 掲載責任団体から削除の申請があった場合
- (2) 第に掲げる掲載禁止事項に付随すると判断した場合
- (3) 掲載後の諸状況の変化により、運営委員部会が削除することが適正であると判断した場合

(ホームページ部会)

第4条 同窓会組織内にホームページ部会を設置する。

部会員は同窓会ホームページ部会員が担当する。必要により本部役員が参加する。

(部会の役割)

第5条 ホームページ 部会は次に掲げることを行うものとする

- (1) 同窓会が運営するホームページの安全で正常な管理
- (2) 第3条に基づくホームページの作成、追加、修正及び削除
- (3) 運用中のホームページの機能の見直し新機能の拡張の提案
- (4) ウェブプログラムに関して委託業者とのコーディネート
- (5) ホームページの運営に関する予算の管理

(掲載禁止事項)

第6条 ホームページには、次に掲げる情報を掲載してはならない。

- (1) 個人情報保護（プライバシーポリシー）に触れる情報及び人権を侵害する情報
- (2) 同窓会の品位を損ね、または不利益となるおそれのある情報
- (3) 公序良俗に反する内容の記載
- (4) 著作権の侵害等法令に触れる内容の記載
- (5) 他人の知的財産権を侵害する情報
- (6) 政治的活動または宗教活動とみなされるおそれのある情報
- (7) 特定の者の利益を図る情報
- (8) 営利を目的とする情報
- (9) その他同窓会の活動として不適な情報

(掲載禁止事項違反への対応)

第7条 ホームページ部会は、前条の規定に違反する行為があったときは、直ちにその投稿記事の公開を停止し、必要な措置を講ずることができるものとする。

(苦情等の処理)

第8条 同窓会ホームページに関する第三者からの問い合わせや苦情(以下「苦情等」という)があった場合は、ホームページ部会は苦情等の内容について検証し速やかに対処する。

(2) ホームページ部会長は、苦情等の内容と対処の方法・結果を同窓会事務局と教務部長に報告しなければならない。

(規程の見直し)

第9条 この規程について見直しの必要があると判断した場合、ホームページ部会は要領の内容について検討し、本部役員会が変更を承認した場合はこれを変更する。